

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・ 被害者支援基本計画

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

1 計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく基本計画であり、本市における施策の基本方向と実施内容について定めたものです。

この計画は、「第2次新潟市男女共同参画行動計画」に含めるかたちで策定しています。

2 計画期間

計画期間は、「第2次新潟市男女共同参画行動計画」と同様に平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

計画期間中にDV防止法の改正等により基本的な事項の見直しや新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

3 DVの現状

■ DV相談件数

【新潟市】

	18年度	19年度	20年度	21年度
区役所	100	167	218	243
男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	108	92	174	141
合計	208	259	392	384

※「区役所」は、女性相談員及び女性相談担当課の相談件数
※18年度の「区役所」は、新潟福祉事務所と新潟福祉事務所の件数

[新潟市男女共同参画課調べ]

【新潟県】

	18年度	19年度	20年度	21年度
女性福祉相談所	563	524	604	520
警察	285	380	445	470

※「新潟県女性福祉相談所」は、新潟県配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関
※新潟県警察の数値は、暦年の認知件数

[新潟県児童家庭課・新潟県警察本部調べ]

DVによる一時保護件数(新潟県)

	18年度	19年度	20年度	21年度
女性福祉相談所	51	43	34	36

[新潟県児童家庭課調べ]

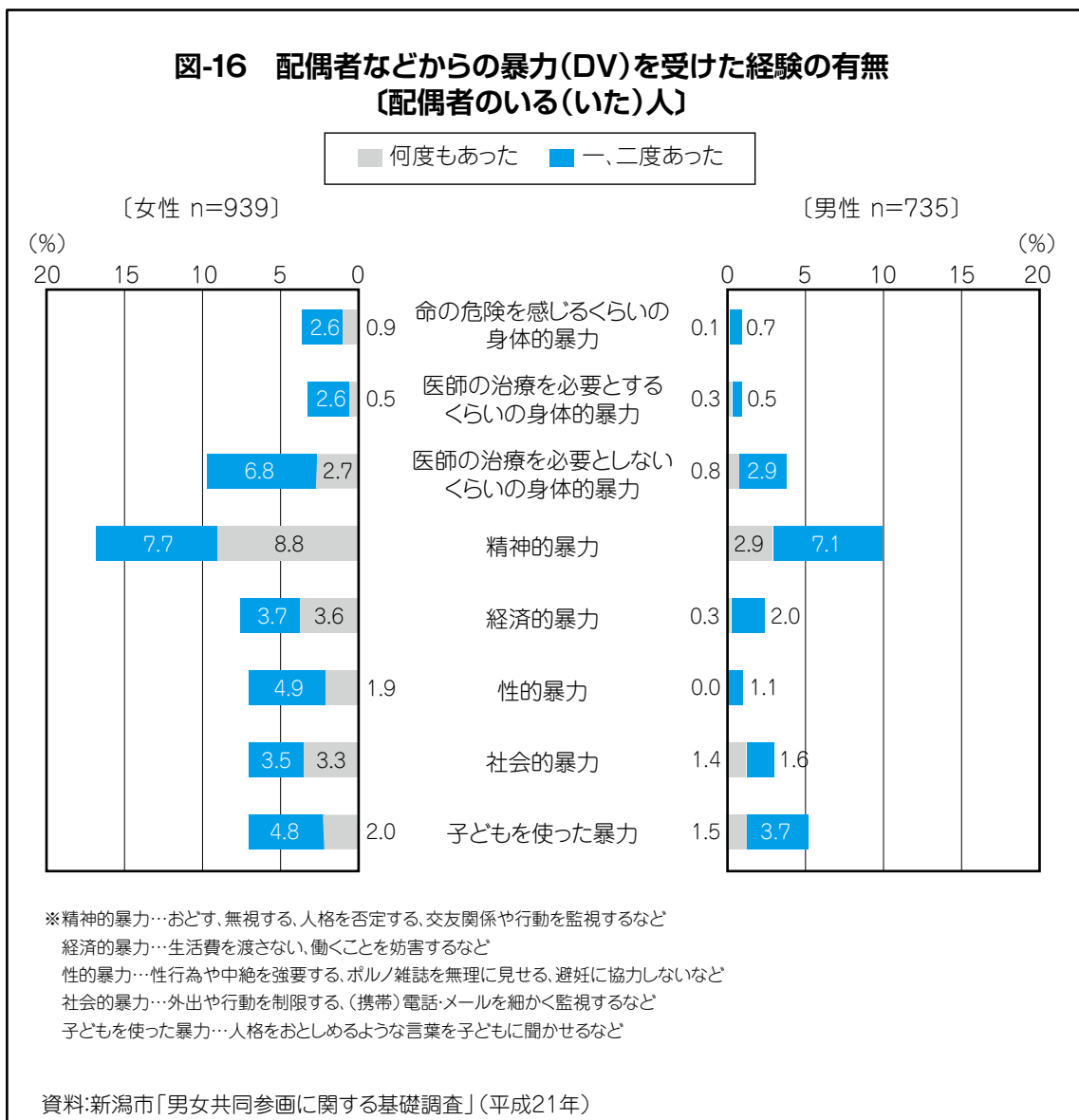
保護命令発令件数(新潟県)

	18年度	19年度	20年度	21年度
新潟地方裁判所	32	43	36	38

[最高裁判所調べ]

DV被害の経験(新潟市)

「基礎調査」において、配偶者等から下図のような暴力を一度でも受けたことがある人は19.3%で、女性では24.2%、男性では13.2%となっています。



4 計画の基本的な方向性

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかし、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

平成21年度に実施した本市の「基礎調査」では、配偶者などから暴力を受けた経験のある人は、女性では24.2%、男性では13.2%となっています。また、相談窓口でのDVに関する相談件数は増加の傾向にあります。

DV防止施策の推進にあたっては、DVに関する正しい理解を広めるとともに、関係機関等との連携を図りながら、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施していく必要があります。

この計画では、次の4項目を施策の方向として取組を進めます。

【1】 DVを容認しない社会づくりの推進

【2】 相談体制の充実

【3】 DV被害者の保護体制と自立支援の充実

【4】 関係機関や民間支援団体との連携の強化

ドメスティック・バイオレンス(DV)

本計画では、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などをDVとしています。また、計画の対象には、交際相手からの暴力も含めるものとします。

なお、DV防止法では、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び元配偶者を含む)からの身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」としています。

5 施策の内容

【1】 DVを容認しない社会づくりの推進

【現状と課題】

本市では、DVについての理解を深めるため、広報紙や講座などによる市民への広報・啓発を実施していますが、DVの実態や問題性、DVが重大な人権侵害であるということについての認識が深まっているとは言えない状態です。DVを防止するためには、DVについての正しい理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

近年は、配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力「デートDV」も問題となっています。本市では、学校や民間支援団体と連携して、高校生や大学生などを対象としたデートDV防止セミナーを実施していますが、若年層へのDV防止の啓発や男女の人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であ

り、一層充実していく必要があります。

また、DV防止のためには、加害者の更生に関する施策も課題となっています。現在、国などにおいて調査研究が進められていますが、有効な方法等が確立されているとは言えない状況にあり、今後、研究していくことが必要です。

DVについては、早期の対応が深刻な状況に陥ることを防ぐことになるため、被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるようにすることが重要です。「基礎調査」では、DV被害の経験があると回答した人のうち、DVについてどこにも相談しなかったという人は46.6%となっており、その理由としては、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」(35.8%)、「自分にも悪いところがあると思った」(33.8%)などが高い割合となっています。被害者の中には、DVを受けているとの認識がなく、どこにも相談せず抱え込んでいる状況もあると思われます。

また、市民がDVを身近で見聞きした経験については、「身近に被害を受けた人がいる」(14.2%)、「身近な人から相談されたことがある」(6.3%)となっています。一方、DVに関する相談窓口については、「知らない」とした人が56.8%と半数以上でした。

本市では、DV相談機関のカードを作成し、様々な施設等に配置して周知を図っていますが、より効果的な方法を検討し、被害者が早期に適切な支援が受けられるようにする必要があります。

【具体的取組】

1 DV防止の意識啓発の推進

- DVが人権侵害であるという認識を深め、DV防止に向けた意識の醸成を図るため、リーフレットや広報紙、ホームページなどを活用し、市民や事業者等に対する広報活動を充実します。(男女共同参画課)
- DVに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。(男女共同参画課)
- 若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、デートDV予防セミナー等の啓発事業を行います。(男女共同参画課、学校支援課)
- 加害者更生に関する調査研究の状況について情報を収集し、施策についての検討を行います。(男女共同参画課)

2 DV相談窓口の周知

- DV相談窓口について広く市民に周知するため、広報カード等を作成するとともに、周知方法についての検討を行います。(男女共同参画課)
- 外国人や障がいのある人など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。(男女共同参画課、障がい福祉課、国際課)
- 被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)

【2】相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、区役所の女性相談員及び女性相談担当課、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室を中心にDV相談を実施しています。DVに関する相談は、平成21年度は384件で増加傾向にあり、相談内容も多様化しています。DV被害者が安全に安心して相談できるよう相談窓口の安全確保や夜間・休日の相談対応の検討、外国人や障がいのある被害者への配慮など体制を充実していく必要があります。

相談は、被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、適切な支援につないでいくことが求められます。相談員は、DVの特性を理解するとともに、被害者の個人情報の保護、安全と安心の確保など、被害者の立場に立った配慮をし、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。また、被害者は、多岐にわたる問題を抱えていることが多く、様々な相談窓口を利用します。窓口の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることにもなるため、業務を行う職員はDVについて十分理解することが必要です。本市では、「DV相談窓口調整会議」において情報交換や研修を実施していますが、一層の充実を図る必要があります。

また、医療機関や保健・福祉機関など日常業務を通じてDV被害者を発見しやすい立場にある関係機関の職員が被害者を早期に相談窓口につなぐことができるようDV防止や通報について周知するとともに、相談関係機関等によるケース検討会議の実施などにより連携を強化し、相談・支援の充実を図ることが必要です。

【具体的取組】

1 安全に安心して相談できる体制づくり

- 被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。
(区役所健康福祉課、区役所保護課)
- 現在、相談業務を実施していない夜間や休日の対応について検討します。(男女共同参画課)
- 外国人や障がいのある被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳や手話通訳など個々の状況に配慮した相談対応に努めます。(障がい福祉課、国際課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

2 相談従事者の研修の充実

- 相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法等についての研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。(男女共同参画課)
- 相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、関係職員の研修を実施します。
(男女共同参画課)
- 相談従事者が各種制度についての情報を共有し、適切な対応をするための研修を実施します。
(男女共同参画課)

3 相談窓口等の連携強化

- 被害者を早期に発見し、適切な相談や支援につなぐため、医療機関や保健・福祉機関等との連携・協力体制の充実を図ります。(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)
- ケース検討会議の実施などにより相談関係機関等の相互の連携強化を図ります。
(男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)

【3】DV被害者の保護体制と自立支援の充実

【現状と課題】

DV被害者を緊急に保護する必要がある場合は、婦人相談所等での一時保護や市町村による安全確保を行うことになっています。本市では、新潟県女性福祉相談所（新潟県配偶者暴力相談支援センター）や警察と連携して被害者及び被害者が同伴する家族を一時保護につなぐ支援を行うとともに、県からの緊急一時保護委託を受けて市の施設で保護を実施しています。しかし、被害者が一時保護されるまでの間の体制は十分とは言えないため、緊急避難場所の提供など安全確保に向けた体制づくりが必要です。

平成19年に改正されたDV防止法では、市町村においても適切な施設で、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めることとしています。被害者の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うといった支援センター業務の一部については、区役所の女性相談員・女性相談担当課を中心に関係課が連携して行っていますが、相談から保護・自立支援までを切れ目なく行っていく総合的な支援体制づくりが求められています。

また、被害者支援には、多岐にわたる部署が関係するため、対応マニュアルの作成や手続きのワンストップ化を進めるとともに、個人情報保護などの安全確保を徹底する必要があります。

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要です。本市では、被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう情報提供や手続き支援を行うとともに、自立促進のための施策を実施していますが、住宅確保や就労支援などでの課題も多く、施策の充実に向けた検討が必要です。

被害者は、様々な悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。

また、被害者の子どもについても、安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。DVの環境下に子どもを置くことは、子ども自身が暴力を受ける可能性があることや、児童虐待防止法では心理的虐待にあたることとしていることから、子どもへの深刻な影響があることを考慮し、専門機関などと連携してケアを行うことが必要です。

外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状態に配慮した保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や団体と連携して支援することが必要です。

【具体的取組】

1 安全に配慮した保護体制の確立

- 緊急時における被害者の避難場所の確保など適切な保護体制について検討します。
（男女共同参画課、こども未来課）
- 新潟県女性福祉相談所（新潟県配偶者暴力相談支援センター）や警察と連携し、同行支援など一時保護における被害者の安全確保を図ります。（区役所健康福祉課、区役所保護課）
- 外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関と連携して対応します。（区役所健康福祉課、区役所保護課）

2 総合的な相談支援体制の確立

- 配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図り、総合的な支援体制づくりを進めます。

(男女共同参画課、関係課)

- ・被害者の相談・支援にあたる区役所の配偶者暴力相談支援センター機能を充実するとともに、相談・支援部署の連携を図り、一体的な被害者支援体制を整備します。
- ・各相談・支援の窓口へのサポートと全市的な対応を調整・統括するための機能の整備を進めます。
- ・配偶者暴力相談支援センターとしての位置づけを明確にしていきます。

配偶者暴力相談支援センター

DV防止法では、「市町村は当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする」と規定されています。支援センターの機能としては、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全確保及び一時保護、④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助などがあります。

- 関係部署の支援対応についてマニュアルを作成し、支援情報等の共有化を図ります。

(男女共同参画課、関係課)

- 被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係部署での手続きに共通して使用できる様式の作成、手続きのワンストップ化、状況に応じた同行支援の実施などを進めます。

(男女共同参画課、関係課)

- 被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底するとともに、関係機関への情報提供については安全に配慮します。(関係課)

3 自立支援策の充実

- 被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。(区役所健康福祉課、区役所保護課)

- 生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。(市民総務課、福祉総務課、こども未来課、保険年金課、区役所区民生活課、区役所健康福祉課、区役所保護課、関係課)

・生活保護制度、母子寡婦福祉貸付金などの活用

・健康保険、医療費助成、年金、児童扶養手当等の制度に関する情報提供と手続き支援

・ひとり親家庭日常生活支援事業、母子自立支援員による相談等の支援

・住民基本台帳の閲覧等の制限等についての情報提供と適切な実施

・保護命令制度、法律相談等に関する情報提供と手続き支援

- 市営住宅等への入居支援を行うとともに、住宅確保に向けた支援について検討します。

(男女共同参画課、こども未来課、住環境政策課)

・母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な場合は入所による支援を実施

・市営住宅の母子世帯向け住宅についての入居に関する情報提供

・市営住宅の入居抽選時の優遇措置

- 就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。

(こども未来課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

・ハローワーク等の就業支援情報の提供

・母子家庭等就業・自立支援センター事業

・母子家庭自立支援給付金制度

- 被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関と連携し支援を行います。
(男女共同参画課、こころの健康センター)
・こころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等との連携による支援
- 被害者の同伴児童など、DV被害の環境にある子どもについては、児童相談所など専門の関係機関や学校・幼稚園・保育園などと連携し、安全確保やこころのケア、学習支援などを行います。(児童相談所、保育課、学務課、学校支援課)
・転校等に当たっての配慮、居住地情報の保護
・スクールカウンセラー等によるこころのケア
- 外国人、高齢者、障がいのある被害者については、それぞれの状況に配慮し、関係機関と連携して支援を行うとともに、状況に応じて手続きなどにおける通訳等の同行支援に努めます。
(障がい福祉課、高齢介護課、国際課)

【4】関係機関や民間支援団体との連携の強化

【現状と課題】

DV対策については、幅広い分野にわたる関係機関等が、情報交換や具体的なケースに関する協議を行うなど、様々なかたちで効果的に連携する必要があります。

DVと関係の深い児童虐待や高齢者虐待についても日常業務において関係機関との緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の「DV相談窓口調整会議」や既存の関係機関のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められています。

民間支援団体については、DV防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、協力してDV防止・被害者支援施策の充実を図っていく必要があります。

計画の推進にあたっては、関係機関や民間支援団体等を含めた組織を設置し、計画を着実に推進していくとともに、本市のDVの現状を把握しながら対応策についても検討できるような体制にしていけることが必要です。

【具体的取組】

1 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携

- DVのある家庭環境で生活する子どもや高齢者への支援について、児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携を図ります。
(男女共同参画課、こども未来課、高齢介護課、区役所健康福祉課、区役所保護課)

2 関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化

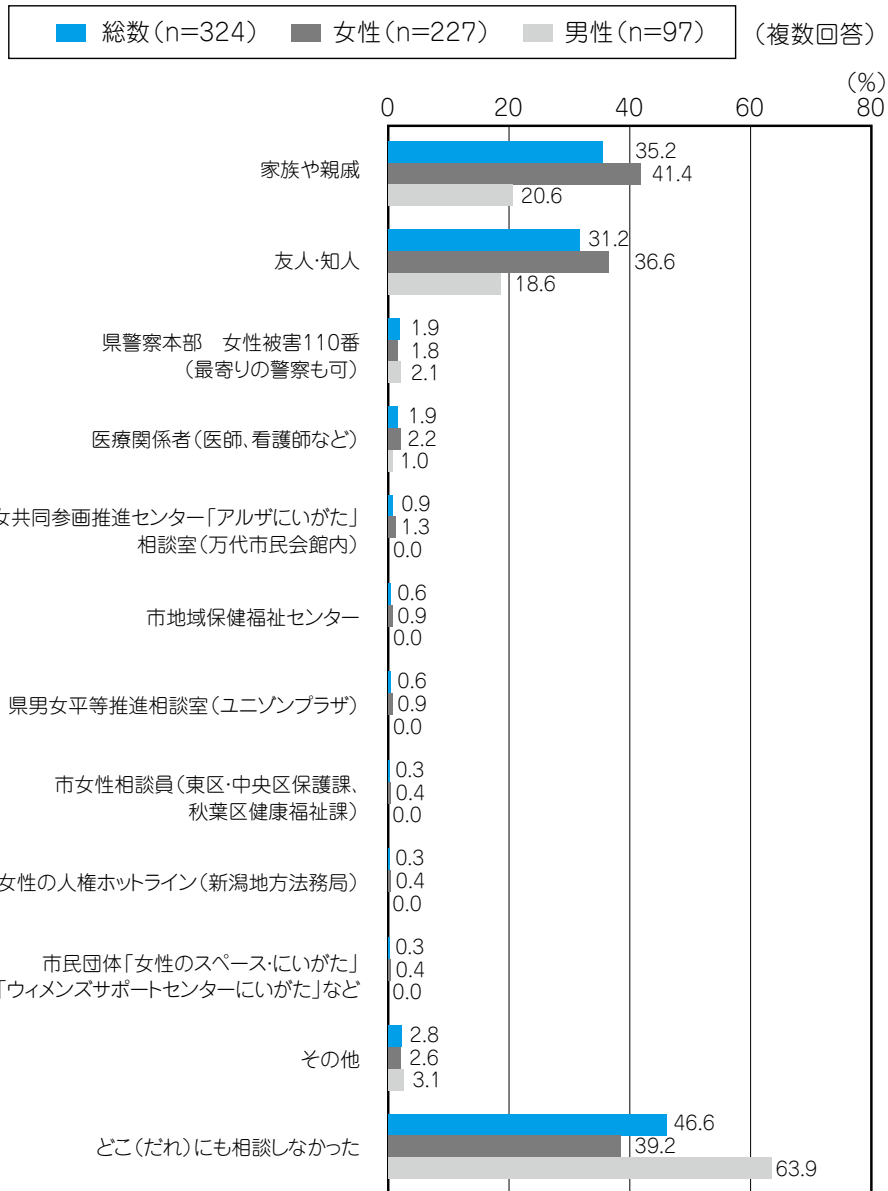
- 本市の「DV相談窓口調整会議」や新潟県の「配偶者暴力防止連絡会議」「実務担当者会議」等を通じて関係機関や団体との連携を図ります。(男女共同参画課)
- 民間支援団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化します。(男女共同参画課)

3 計画推進のための体制づくり

- 「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」の着実な推進を図り、課題への対応を検討するため、関係機関や民間支援団体等を含めた組織を設置します。(男女共同参画課)
- 定期的にDVに関する実態把握を行い、DV施策の充実を図るため、対応策を検討します。(男女共同参画課)

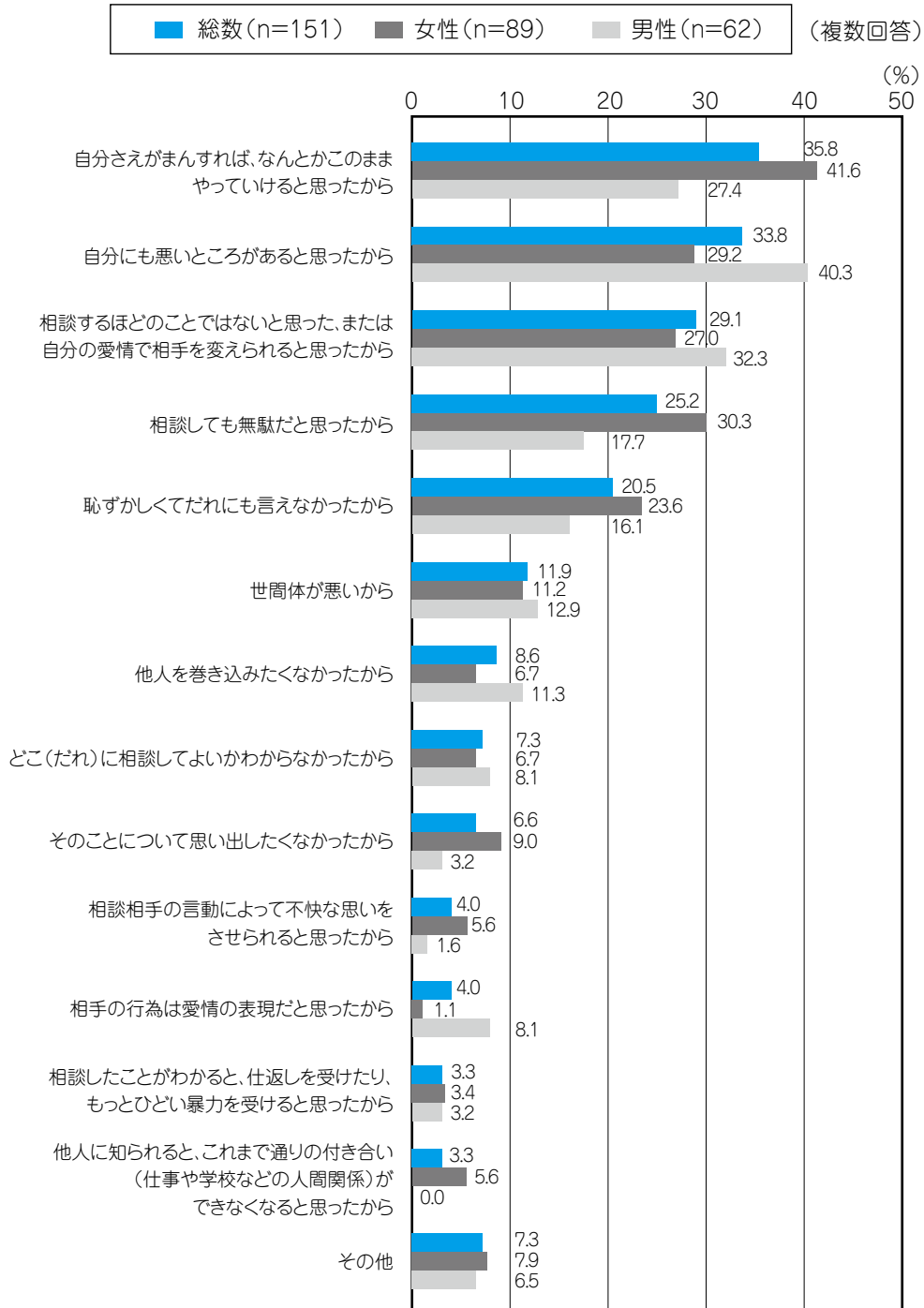
参考データ

図-17 配偶者などからの暴力(DV)に関する相談先



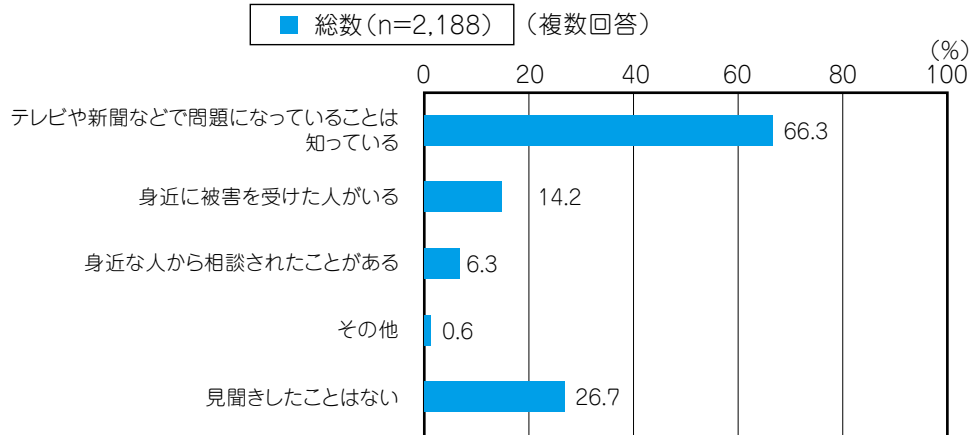
資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

図-18 配偶者などからの暴力(DV)に関する相談をしなかった理由



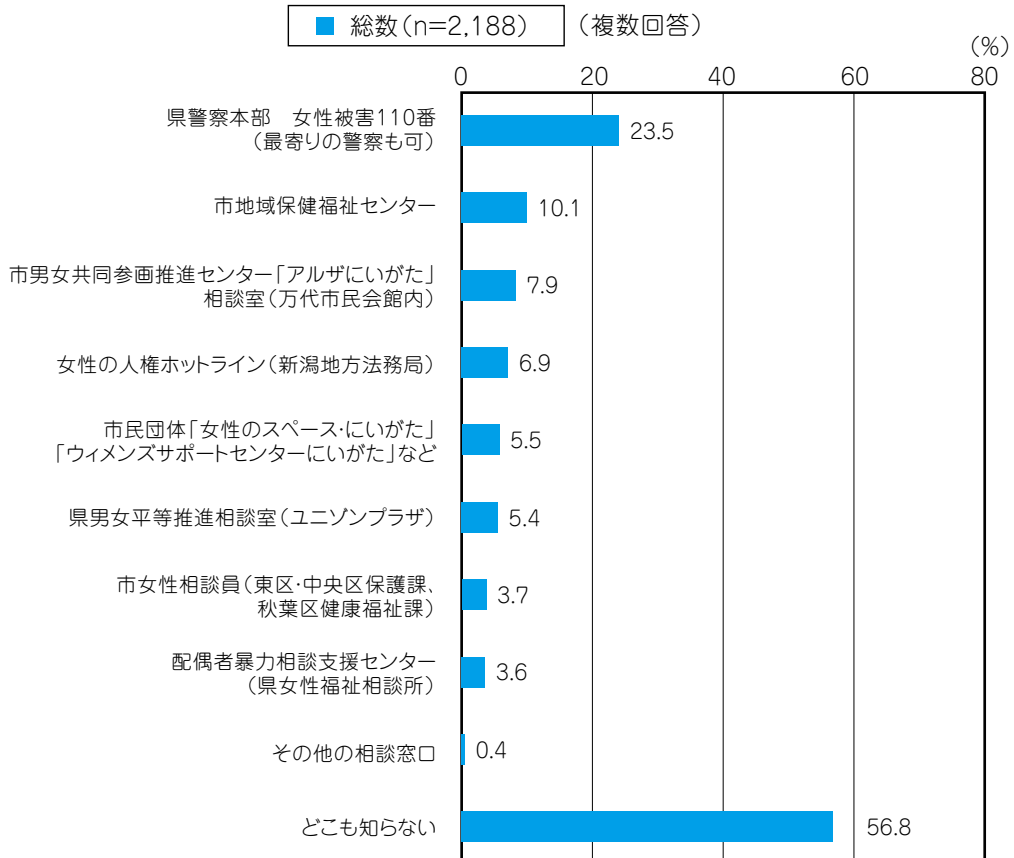
資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

図-19 DVを身近で見聞きした経験



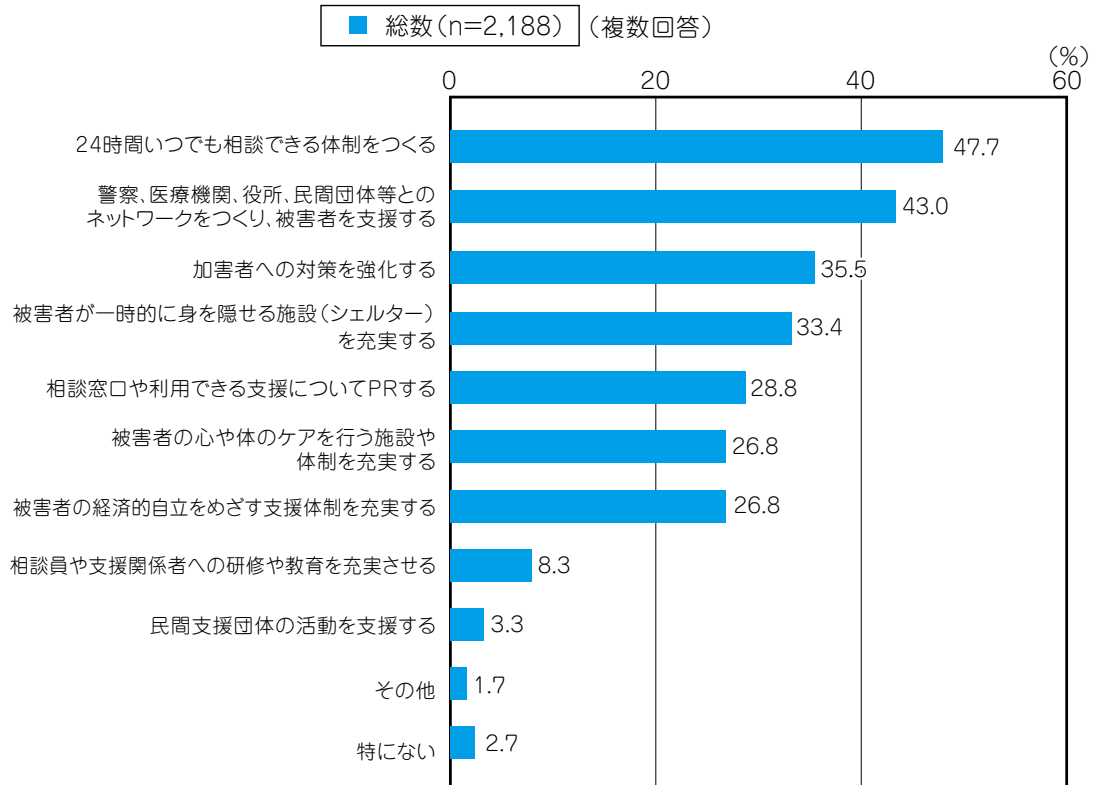
資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

図-20 DVに関する相談窓口の認知度



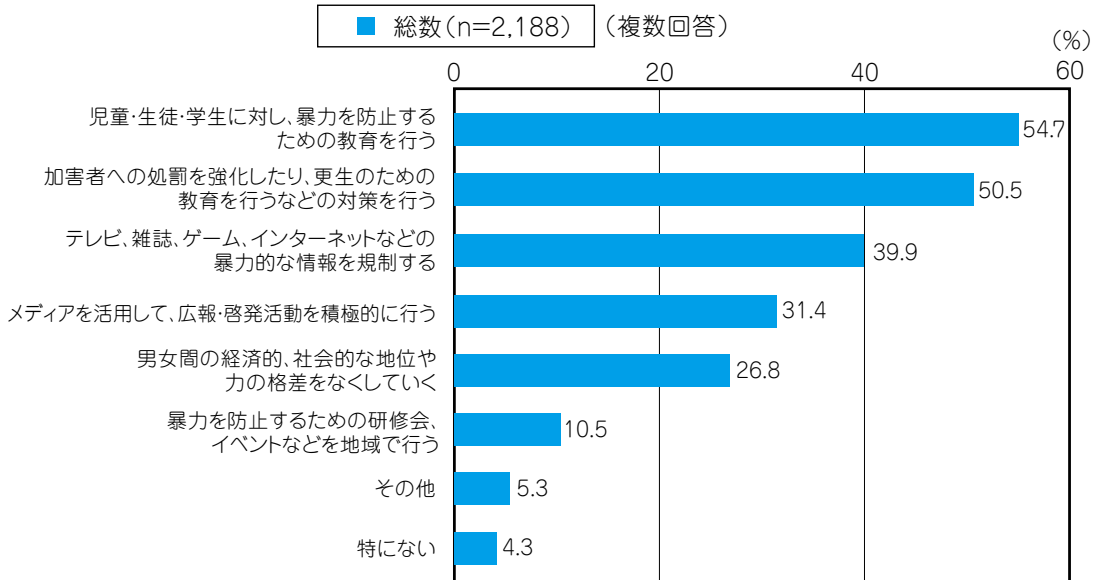
資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

図-21 DV被害者支援のために必要なこと



資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

図-22 DV防止のために必要なこと



資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

第4章

新潟市配偶者等からの暴力防止・
被害者支援基本計画